



シンガポール

■シンガポール国際仲裁規則 2016 年改正

2016 年 7 月 1 日、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre) の仲裁規則の改正が発表された¹。本改正は、2013 年の改正以来 3 年ぶりの改正であり、2016 年 8 月 1 日以降に SIAC に申し立てられた仲裁に適用される。主な改正点は以下のとおりである。

1 主張・防御方法の即決棄却

新 SIAC 規則 29 条においては、当事者は仲裁人に対し、主張自体失当であることを理由として (Without legal merit)、または仲裁人の管轄外であることを理由として (Outside the Tribunal's jurisdiction)、主張・防御方法の即決棄却 (Early Dismissal of Claims and Defences) を申し立て可能となった。このような即決棄却制度を採用している他の仲裁機関は存在せず、簡易仲裁 (Expedited Procedure) よりも簡便に主張・防御方法を排斥できる方法として、注目を集めている。なお、仲裁人の権原濫用を防ぐため、仲裁人は即決棄却を許容する場合においては、当事者に主張の機会を与えなければならないことも規定された。

2 緊急仲裁 (Emergency Arbitration) に関する改正

緊急仲裁についても改正がなされ、①緊急仲裁人は選任後 14 日以内に命令・仲裁判断 (Order / Award) を発しなければならないこと、②緊急仲裁人は、その命令・仲裁判断の前に、中間的命令・仲裁判断を発することができること、③緊急仲裁人に関する仲裁費用は SGD25,000 に固定され、緊急仲裁人の費用に関する預け金は SGD30,000 に固定された。

3 簡易仲裁 (Expedited Procedure) に関する改正

簡易仲裁についても改正がなされ、①簡易仲裁に関する金額が SGD50,000 から SGD60,000 に引き上げられ、②簡易仲裁において仲裁人は、当事者と協議の上、書面のみにおける仲裁手続きを遂行する権原を有することが明記され、③簡易仲裁が適用される場合、簡易仲裁に関する規定が、それと矛盾する仲裁合意に優先することが明記され、④仲裁人は、事件の進行に応じて、簡易仲裁から通常仲裁への移行を決定することができ、その場合は同じ仲裁人が事件を遂行することができることが明記された。

4 仲裁地 (Seat of Arbitration) の決定

以前は SIAC を当事者が選択した場合、シンガポールが仲裁地となることとされていたが、今回の改正において必ずしもシンガポールがデフォルトの仲裁地ではないことが明記され、仲裁人が事案に応じて仲裁地を決定することができることとされた。

5 仲裁費用の支払いを行わない当事者に対する救済方法

本改正において、仲裁人は、仲裁費用を支払わない当事者に対し、仲裁費用の支払いに関する命令を発することができることが明記された。これによって、仲裁費用を支払わない当事者に対する強制力を強めることが企図されている。



6 仲裁人の忌避に関する改正

本改正において、仲裁人に忌避を行う当事者は、その費用として SGD8,000 (外国当事者) もしくは SGD8,560 (シンガポール国内当事者) の支払いを行うことが明記された。これは、当事者による遅延目的などの忌避の主張を排斥するための改正である。また、本改正において、SIAC Court of Arbitration の忌避の判断については必ず理由が付されなければならない、当該判断に対する抗告はできないことも明記された。

¹ 原文は SIAC サイト (http://www.siac.org.sg/images/stories/articles/rules/SIAC%202016%20Rules_6th%20Edition.pdf) 参照



インドネシア

■外資規制に関する「投資ネガティブリスト」の改正

インドネシア政府は、2016年5月18日付で大統領規定2016年第44号を發布し、いわゆる「投資ネガティブリスト」（大統領規定2014年第39号）を改定した（施行は同日）。

インドネシアにおける投資活動は、(1)開放されている分野、(2)閉鎖されている分野、及び(3)条件付きで開放されている分野の3つに分かれており、これらのうち、規制業種に関するリストがいわゆるネガティブリストであり、リストに記載のない業種は外資に100%開放されていることを意味している。

本改正は、今年2月に行われた政府アナウンス（「エコノミックパッケージ10」）に従ってなされたものであり、①経済及びインフラの発展に関する国家目標の達成、②経済発展における内国・外国投資の役割の強化、③新たな雇用機会の創出、④付加価値・国家輸出の増加、⑤国家歳入の増大を目的としている。

本改正においては外資の出資比率制限が緩和・撤廃されている業種が多くみられ、主な変更点は以下のとおりである。

1 規制が撤廃された業種

ゴム粉（クラムラバー）、観光（レストラン、バー、カフェ、エンターテインメント等）、1000億ルピア以上の電子商取引（Eコマース）市場、医薬原料等

2 制限（出資比率の上限）が緩和された業種

卸売（ディストリビューション）・倉庫業（33%→67%）、職業訓練業・旅行代理業（49%→67%）、食品サービス・コンベンションサービス・展示会（51%→67%）、1000億ルピア以上のプロジェクトの建設コンサルティングサービス（55%→67%）、総合通信ネットワークプロバイダ（65%→67%）等

3 禁止が解除（条件付き開放）された業種

高電圧電力設備（49%）、ヘルスケアサポートサービス（67%）、公共陸上輸送（49%）等

更に、ローグレードホテル等、一部の業種においては投資プロセスの簡素化もなされている（投資前の技術的許可手続きの撤廃等）。

一方で、今回の改正においても規制緩和のみがなされているわけではなく、観賞や土産物のための天然サンゴの利用といった環境破壊に繋がりうるものについては外資による投資が新たに制限されたほか、建築デザイン等、非外資中小企業・組合に従事が限られる業種も新たに定められている点にも注意が必要である。



マレーシア

■改正会社法案の可決

2016年4月4日、マレーシア下院（代議院）において、改正会社法案（The Companies Bill 2015²、以下「本法案」）が可決された。本法案に基づく新会社法の施行日等は7月1日時点でも明らかではないが、本法案においてはいくつかの重要な改正がなされている。主な改正点は以下のとおりである。

まず、会社設立段階においては、株主、取締役（Director）ともに一人の自然人から成る会社の設立が認められることとなった。この点について、現行会社法は、発行済み株式の全部が持株会社に保有されている場合を除き、会社の事業活動にあたっては2名



² 原文はマレーシア議会サイト（[http://www.parlimen.gov.my/files/billindex/pdf/2015/D.R.30_2015\(eng\).pdf](http://www.parlimen.gov.my/files/billindex/pdf/2015/D.R.30_2015(eng).pdf)）参照。

以上の株主が必要とされており、かつ、2名以上の（マレーシア居住者の）取締役を置くべきものとされているが、本法案の成立により、今後、個人が会社を支配しつつ会社の責任を切り離すことが可能となり、マレーシアにおける会社設立による起業が促進されることが期待されている。

また、株主総会に関しては、非公開会社（Private Company）における定時株主総会（Annual General Meeting）の実際の開催の義務が緩和され、書面による株主総会決議の成立要件についても、現行の「全株主の署名」からの緩和がなされた。

会社運営に関しては、円滑な会社運営の促進のため、基本定款（Memorandum of Association）及び付属定款（Articles of Association）の制定が義務的でなくなるとともに、別途「基本規定」（Constitution）という形で随意の規定を定めることができることとされた。

上記の改正に鑑み、新たな第三者保護手段に関する条項も規定されることとなり、具体的には、会社による配当の発表、裁判所の命令によらない減資、優先株の償還、株式の買戻し等を行う場合において、取締役が会社に支払い能力があることを認める声明に署名すべきものとされた（Solvency Test）。

更に、財政難の会社ができる限り解散・清算を避け、会社存続を模索できるようにするための救済措置として、英国の倒産法の規定の適用による会社任意整理手続（Corporate Voluntary Arrangement）、並びにシンガポール法及び英国法のモデルに基づく会社更生制度（Judicial Management）が定められることとなった。

以上のほか、取締役の責任に関する規定の強化されることになったため（刑事罰の上限拡大等）、マレーシア法人の取締役に選任されている場合はより一層注意が必要である。

フィリピン

■フィリピン競争委員会による M&A 取引ガイドラインの制定

フィリピン競争委員会（The Philippine Competition Commission、以下「PCC」）は、2016年2月12日、M&A取引の実行又は提案における情報公開に関するルール及びガイドラインを定めた通知（Memorandum Circular No.16-001、以下「本通知」）を發布した³。

そもそも PCC は、2015年8月8日に施行されたフィリピン競争法（Republic Act No.10667、以下「競争法」⁴）に基づき設置された、競争法違反の調査や企業結合にかかる審査等を所管する機関であり、本通知の制定も同法において義務付けられていたものである。

本通知第1条及び第2条によると、10億ペソを超える価値の M&A 取引であっても、競争法発効以降本通知の発布前に実行されたものは通知義務（競争法第17条により、上記を超える規模の M&A 取引は原則として PCC に対する事前報告が強制され、その報告から 30 日間は取引合意を完了することができません。）が免除される。一方で、本通知の発布後に実行された同様の規模の M&A 取引は、主に次の内容が記載された書面により PCC に報告しなければならないこととされた。

- ・取引当事者名
- ・競争委員会が連絡可能な各取引当事者の代表者名及び連絡先
- ・当事者の事業に関する簡潔な説明
- ・取引の種類（合併、買収等）



³ 原文はフィリピン政府官報（<http://www.gov.ph/2016/02/12/pcc-mc-16-001/>）参照。

⁴ 原文はフィリピン政府官報（<http://www.gov.ph/2015/07/21/republic-act-no-10667/>）参照。

- ・取引の主要な条項
- ・取引実行のタイミング等

そして、本通知により、これらの条件を満たす取引については原則として認可されたものとみなされる。
なお、これらの種類の取引のうち、当事者の一方がフィリピン証券取引所に上場している会社である場合の取扱いについては、更に PCC が通知を発布している（Memorandum Circular No.16-002、2016 年 2 月 16 日発布⁵）。

タイ

■タイ競争法の改正動向

かねてよりタイ商務省では、市場独占や不正取引などを規制する取引競争法を改正する方針が明らかにされていたところ、日本の独禁法に相当する取引競争法（Trade Competition Act, B.E. 2542 (1999)）の改正案が 2016 年 2 月 2 日の閣議で承認された。現行法は 1999 年に制定されたが、罰則の適用事例はほぼ存しなかった（問題ありとされた事例は 1 件のみだが起訴されるまでには至っていない）。

この状況を受け、商務省は、「取引競争法を実態に見合った内容に改正し、実行力のあるものにすべき。消費者や競争相手を害する不正な慣行を処罰できていない。」などと説明しており、東南アジア諸国連合（ASEAN）の市場統合に備え、国内企業の保護や競争力強化のためにも法改正が必要と適示した。

閣議にて承認された競争法の改正案の主なポイントは以下のとおりである。

1 支配的地位の見直し

取引競争法の規制主体を判断する上で重要な「支配的地位（市場における支配的地位を有する事業者）」につき具体的な判断基準が見直される。また、政府発表によれば、時代に即した運用を可能とするため、同基準は、タイ取引競争委員会により 5 年に一度見直される内容となる見通しとのことである。

2 合併に関する手続きの明確化

競争性を大きく減殺するような合併については、取引競争委員会に対し事前届け出の上承認を得なければならず、かつ、合併後 3 年間は財務諸表を提出しなければならない。現行の取引競争法において下位規則に委任すると規定されながら、その具体的基準が明らかにされていなかった点につき踏み込んだ改正となると評されている。

3 独立性を有する取引競争委員会

取引競争法の主たる執行機関であるタイ取引競争委員会を独立機関とする。これにより同法の規制違反に対する監視機能の強化が期待される。

4 罰則の強化

取引競争法違反に対する罰則が全体的に強化される。例としては、罰金額を違反行為が行われた年の売上額の 20% まで大幅に引き上げる案などが盛り込まれている。

以上は改正案の一部である。改正取引競争法の施行時期については、一部報道では 2016 年末頃とされているが、現段階において明確な時期は未定である。企業に対し少なくない影響を与える改正内容ゆえに、今後も改正動向を注視していく必要がある。



⁵ 原文はフィリピン政府官報（<http://www.gov.ph/2016/02/16/pcc-mc-16-002/>）参照。

ベトナム

外国人労働許可書に関する新政令が適用開始

ベトナム政府は2016年2月3日付で、外国人の労働許可書に関する政令11号を公布し、4月1日より施行開始した。同政令は、現行の政令102号(2013年)および決議47号4条a項に代わるものである。特に、政令11号では職務内容ごとの要件について変更が行われており、注意が必要となる。

ベトナムで労働許可書を取得する場合、「社長、管理者」「技術者」「専門家」のうち、いずれかの類型に基づいて申請を行う。本政令では、それぞれの資格要件に関する定義が変更されている。

「社長、管理者」については、今までは「組織、企業を直接管理する外国人労働者」とされていたが、政令11号では「社長」は「企業法4条18項に基づく企業の管理者(会長、社長、取締役など)または組織・機関の代表もしくはその代理」、「管理者」は「組織・機関・企業の部門の長で直接管理する者」とそれぞれ規定された(同政令第3条4項)。本要件については、従来の抽象的な規定内容がより詳細になったことで、どのように実務に影響を与えるか注目すべきである。

「技術者」は、今までは「その技術分野において1年以上学び、その専攻分野において3年以上の勤務経歴を持つ外国人労働者」とされていたが、今回政令11号では「その技術分野またはその他専攻において1年以上学び、その専攻分野において3年以上の勤務経歴を持つ外国人労働者」(同政令第3条5項)と規定された。本要件については、技術者以外の専攻分野にも対象が拡充され、事務職でもこの類型による申請が行える可能性がある。

「専門家」は、今までは「要求に応えられる専門性を持つ、もしくはベトナムで就労しようとする職種に該当する分野において最低5年の勤務経歴を持つ外国人労働者」とされていたが、政令11号では「外国の組織・機関・企業により専門家と認定された者」もしくは「大卒以上または同等の学歴を持ち、ベトナムで就労しようとする職種に該当する分野において最低3年の勤務経歴を持つ外国人労働者」のいずれかを指すとされている(同政令第3条2項)。本要件については、勤務経歴が短縮された一方で勤務要件と学歴要件との両方を満たすとされていることにより、より厳格化されたと考えられる。



カンボジア

カンボジア-シンガポール間の租税条約の締結

2016年5月20日にカンボジアはシンガポールとの二国間において二重課税を撤廃する租税条約(Double Taxation Agreement、以下「DTA」という)に調印したことを発表した。カンボジアが他国とDTAを締結するのは初めてである。調印は、シンガポールにて、カンボジア財務経済省のウン・ポン・モニロット上級大臣とシンガポールのインドラニー・ラジャ上級国務相(法務担当)の間で行われた。なお、両国での批准が未了のため、まだ条約の効力が生じていないので、注意が必要である。DTAは、締結国間での二重課税の防止、租税回避脱税の予防のための条約であるが、海外投資や利益送金等への課税の明確化等によって、締結国間の投資・経済交流促進等にも大きな役割を果たすことが期待されている。今回の条約では、シンガポールに親会社・本社や大きな取引先がある場合、税務リスクの低減や、実際の課税額の減少等の効果が期待される。現状の税率とDTA締結によるメリットの詳細は以下の通りである。



1 現状

- ・シンガポールからの貸付に関する支払利息への源泉徴収税：14%

- ・シンガポールとの業務委託契約等に基づく、サービス料やロイヤリティーへの源泉徴収税：14%
- ・出張者等の給与に対する給与税の課税：両国での課税可能性が存在する

2 DTA 締結による恩恵・メリット

- ・源泉徴収税の減免

シンガポール・カンボジア間の DTA の内容に照らし合わせれば、上記 14%の源泉徴収税率は 10%となり、シンガポールにおいて外税控除制度等による控除が可能となる

- ・個人所得税（給与税）に対する二重課税の排除

出張者等については、短期滞在者免税制度により個人所得税に対する二重課税を排除することが可能となる。

なお、両国の調査権については、シンガポール・カンボジア間の DTA には記載がなく、租税回避行為の防止及びマネーロンダリングに対する対策としては、効果が期待できない。

日本は、55 カ国・地域との間に効力を有する条約を締結しているが、カンボジア-日本間での DTA 締結にも期待したい。

ラオス

■ラオスの社会保険制度の改正

1 ラオスの社会保険制度

2016 年 4 月 25 日に発布された通達にて、社会保険制度の規制内容が一部変更された。前提として、社会保障法は 2013 年 7 月に公布されており、社会保障法施行に関するガイドラインは 2014 年 7 月に発布され、翌年 8 月に改正されている。

2 対象者（社会保障法 10 条）

強制加入（全分野保障）

社会政治団体の職員、国家公務員、軍人、警察、民間企業の職員、事業主が雇用している従業員等
任意加入（病気治療、出産・中絶、年金、労災による休業、身体障害、死亡、扶養家族手当を保障）
農業従事者、小売業者などの自営業者および希望者

上記、被用者の家族は病気治療、死亡、家族扶養手当が保障される。被用者の両親は家族扶養手当のみ保障される。

3 保険料の負担率（同法 55 条、56 条およびガイドライン）

個人負担分は毎月の給与額から控除される。

国家公務員等 政府負担：8.5%、個人負担：8%

一般企業等 事業者負担：6%、個人負担：5.5%

任意加入者：

月額給与の 9%、但し給与は最低賃金と社会保険料計算の対象となる月額給与上限額の範囲内となる。

4 上限額に関する改正

2016 年 4 月 25 日に「社会保険料計算の対象となる月額給与の上限額および下限額に関する大臣合意」という通達が労働福祉省より発布されている。現在は、社会保険料の対象となる月額給与の上限額は、200 万キープだが、来年 1 月 1 日よりその額が 450 万キープに引き上げられる予定である。

- ・上限規定

社会保険料計算の対象となる月額給与の上限額は政府が設定する最低賃金の 5 倍に引き上げられる。すなわち、上限額が 4,500,000 キープ（最低賃金 900,000 キープ×5 倍=4,500,000 キープ）となる。

- ・下限規定

社会保険料計算の対象となる月額給与の下限額は政府が定めた最低賃金 900,000 キープとなる。

- ・適用時期



同合意は、2012年6月13日付 No1851 の合意と差し替え適用されるものとし、2017年1月より有効となる。

上記改正により、一般企業の場合、従業員一人あたりの雇用者負担額上限は 270,000 キープ、従業員負担上限額は 247,500 キープとなり、企業の負担額が増加することとなる。

ミャンマー

■公務員の贈答品受取ガイドライン公布

2016年4月1日、大統領室は、公務員の贈答品受取ガイドラインを発表した。Transparency International による 2015 年版「汚職指数」評価で世界 147 位と、軍事政権時代から贈答品の提供が日常的に行われているとされるミャンマーで政府が一定の基準を公表したものととなる。



1 適用対象及び範囲

本ガイドラインは公務員等がガイドライン上における例外に当たる場合を除いて、職務に基づく贈答品を受領することを禁止している。適用対象は公務員だけでなく、政府のメンバーや政府の委員会に所属する民間人もその対象となっている。また、贈答品には金銭及び金・銀・航空券・宿泊券・食事・ゴルフのメンバーシップフィー等の価値のあるものが幅広く含まれている。

2 例外

ただし、本ガイドラインでは以下の例外が認められている。

- ・ MMK25,000 以下の贈答品の受領（但し、同一の個人及び団体から受け取った贈答品は 1 年あたり MMK100,000 を超えてはならない）
- ・ 職務と関係ない家族関係、個人的な関係に基づく贈答品の受領
- ・ クリスマス及び仏教記念日等の年に 1 度の宗教的な行事での MMK100,000 以下の贈答品の受領
- ・ 外国政府が提供する MMK400,000 以下の贈答品や出張費、奨学金、医療費等の贈答品の受領

3 処罰

本ガイドライン自体には処罰規定がなく、公務員や政府のメンバーや政府の委員会等をその対象としている。しかしながら、ミャンマーには腐敗防止法または刑法上の贈賄罪等の処罰規定があるため、これらの処罰規定に違反した場合には、処罰される可能性がある。本ガイドラインは許容される例外規定が定められているため、これら処罰規定の適用範囲として参考にすることができる。



One Asia Lawyers

One Asia Lawyers、ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つの法律事務所（ワン・ファーム）として、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。One Asia Lawyers のメンバーは、ASEAN 各国での業務経験を積み、ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。ASEAN 各国および日本にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております

本ニュースレターは、各地の法律に関連する情報を提供しているのみであり、法律アドバイスを提供するものではありません。個別の事案については、各地専門家のリーガルアドバイスを受けることを推奨いたします。

本記事に関するご照会はこちらまでお願いいたします。

info@oneasia.legal